

随意契約によることとした理由

1 件名

M I C E 施設整備基本方針策定支援業務

2 業務概要

令和7年3月に策定した「商工センター地区まちづくりビジョン」の具体化に向けて、本市における既存のM I C E 施設の現状や課題、役割分担等を整理した上で、展示機能に主体を置いた新たなM I C E 施設が担う役割やその必要性のほか、市内にある整備候補地との比較等について整理するとともに、想定される事業手法等を盛り込んだM I C E 施設整備に係る基本方針の策定支援を行う。

3 契約の相手方

- (1) 所在地
広島県広島市中区小町4番33号
- (2) 商号又は名称
公益財団法人中国地域創造研究センター

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務の履行については、民間の優れた企画、ノウハウ、専門知識、経験等が求められることから、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の結果、2者から提案があり、「M I C E 施設整備基本方針策定支援業務プロポーザル審査委員会」において審査を行ったところ、当該業者が受託候補者として特定された。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業者と随意契約によることとした。